

長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

補助対象企業

長野県に本社等
資本金10億円未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則社内規定等
奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「コースエール」を取得の場合、実績報告の時点において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得することを前提に申込みが可能です。

補助内容

●対象経費 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額

●補助割合 1/2 ●上限額 10万円(支援対象従業員1人あたり・年額)

●上限人数 3人(1社あたり・各年度)

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】
いずれか1つ取得 各認証を2つ以上取得

例1 例2

アドバンスプラス プラチナくるみん プラチナえるぼし

●補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例:20万円/年の代理返還を行った場合

企業負担 20万円 ← 10万円 県 企業負担の1/2を助成(上限10万円)

例:毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
計30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	計60万円	30万円	30万円	30万円
		計90万円	30万円	30万円
			計120万円	30万円
				計150万円

対象従業員

●対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者(中途採用者を含む)

●雇用期間の定めのない正社員である者

お手続きの流れ

採用決定 → 交付申請 → 交付決定 → 入社後最初の手当支給(給与) → 実績報告 → 補助金交付

※交付決定前の支給分は補助対象外です。

補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

市町村の補助 奨学金返還支援を実施している長野県内市町村

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/諏訪市/須坂市/小諸市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市/塩尻市/佐久市/千曲市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町/富士見町/箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/売木村/天龍村/泰阜村/喬木村/豊丘村/王滝村/大桑村/木曾町/生坂村/白馬村/小谷村/山ノ内町/信濃町/大鹿村

令和5年6月1日現在

他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ

市町村 企業支援型 → 補助金の支給 → 法人 → 手当又は代理返還による補助 → 奨学金返還対象従業員

市町村 個人支援型 → 補助金の支給 → 申請 → 申請(社内手続き)

※詳細は各市町村へご確認ください。

他の都道府県、市町村の情報は内閣府のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

地方創生

学生時代の奨学金 会社が肩代わり。



進め、輝け、あなたの未来。

企業の奨学金返還支援(代理返還)
制度導入のご案内

制度導入検討などお気軽にご相談ください。

奨学金返還制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の申請の支援、制度等のアドバイスや事例のご説明など専門のアドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

お問い合わせ先

0120-640-234
平日9時-17時 窓口スタッフがご案内いたします。

syokuba@ecure.co.jp
次の項目を記載しお送りください。
法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容

令和6年度 選ばれる職場づくり推進事業受託事業者

E-CURE
Human Resources Consulting イーキュア

長野県 Nagano Prefecture 産業労働部 労働雇用課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL:026-235-7118 FAX:026-235-7327
E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp



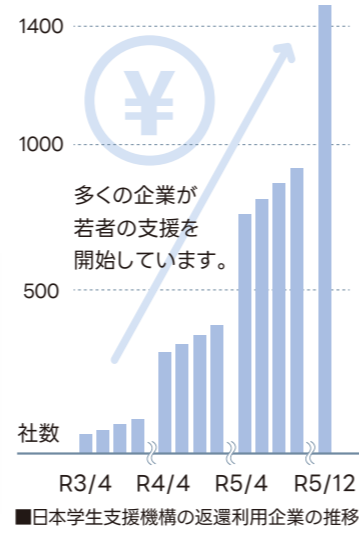


企業の奨学金代理返還が広がっています。

奨学金返還支援制度を早めに導入しましょう

従業員が学生時代に借りた貸与型奨学金を企業が返還する「奨学金代理返還制度」の導入が全国的に進んでいます。高騰する進学費用は若者が社会人としてスタートする際に大きな負担となり、社会問題にもなっています。

就業規則や賃金規程に追加でき、スピーディーに制度を導入できます。コンパクトな雛形を使用すればA4片面に収まります。



メリット

企業の社会的取組CSR

進学率が高まる中で、教育費の増加は社会問題となっています。そのため、奨学金の返還支援制度の導入が企業の社会的責任活動であるCSRの一環として広がっています。

就職先選択のあらたなポイント

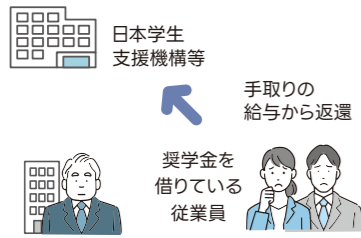
奨学金返還支援制度への就活生の注目は高まっており、採用力にプラスとなります。導入企業は、シューカツNAGANOの特集ページ等で紹介されます。

「人材の定着」で離職率低減

企業が従業員の奨学金の返還を支援することで、従業員の帰属意識が高まり、離職率の低下が期待できます。

奨学金返還の3パターン

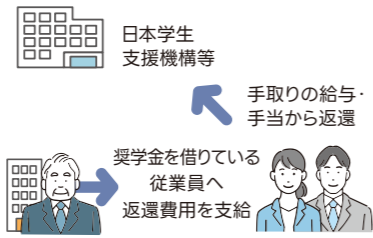
なし 支援制度なし



給与

企業は従業員の奨学金返還事情に関与せず、従業員が手取り給与から奨学金返還を行います。

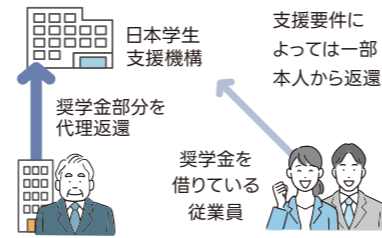
手当支給 給与+返還費用を支給



奨学金返還支援手当として支給

給与(手当)として支給される場合、従業員の所得税や住民税、社会保険料の増加と、労使ともに社会保険料が増加する可能性があります。

代理返還 奨学金返還支援(代理返還)制度



企業が機構へ直接送金

代理返還分は所得とはみなされないうえ全額損金処理が可能です。従業員の所得税や住民税、社会保険料の増加を避けつつ、支援を行うことができます。

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度について

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度は、雇用する従業員の奨学金残額を企業が日本学生支援機構(以下機構)に直接送金する制度です。



返還費用は損金算入

企業にとって、代理返還は従業員の奨学金返還を行うための支出と見なされ、給与として処理されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる支給額に該当するため、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除を受けることができます。

標準報酬月額が変わらない

機構への返還金は、通常は報酬に含まれないため、社会保険料の算定基準となる標準報酬月額に変更はありません。すでに手当として支給している場合は、代理返還に切り替えることで、労働者と企業の両方の社会保険料負担を減らせる可能性があります。

従業員の税負担減へ

企業が直接日本学生支援機構に送金することで、従業員の通常の給与と返還額が区分されます。このため、返還額に関連する所得税や住民税などの給与に基づく税金は非課税または減額される場合があります。

進学に必要な年間費用(大学学部・昼間部)

区分	学寮			下宿・アパート・その他		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立
学費	473,100円	588,800円	1,178,700円	582,400円	559,000円	1,338,100円
生活費	824,800円	802,100円	842,400円	1,099,400円	1,024,400円	1,065,700円
計	1,297,900円	1,390,900円	2,021,100円	1,681,800円	1,583,400円	2,403,800円
4年の合計	5,191,600円	5,563,600円	8,084,400円	6,727,200円	6,333,600円	9,615,200円

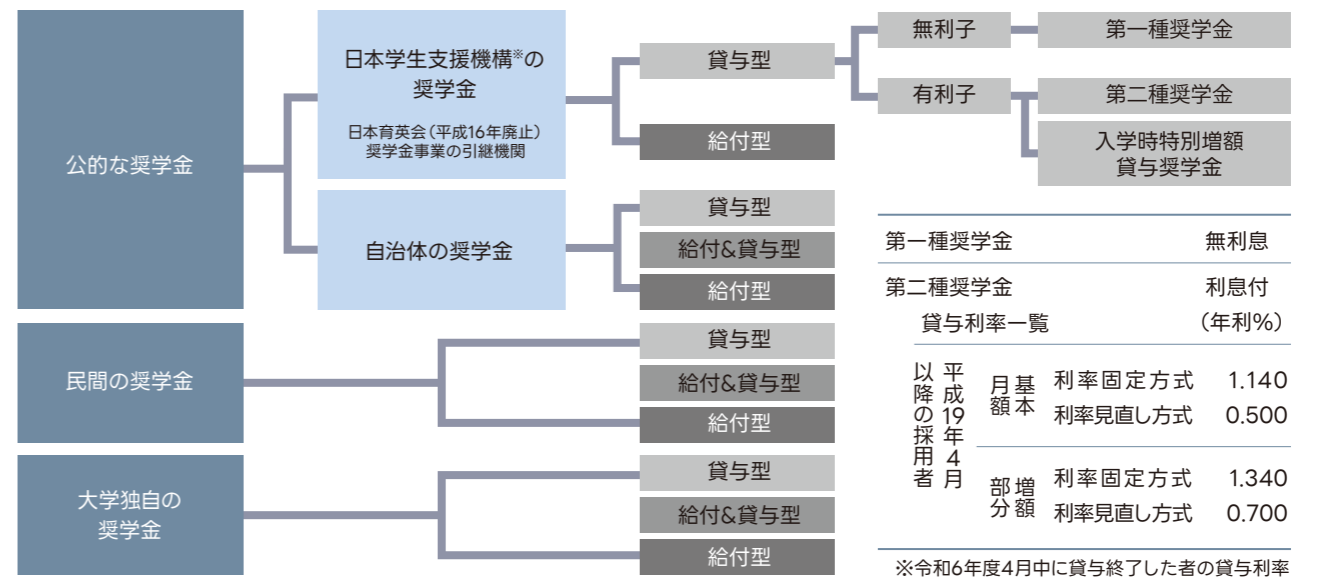
学費:授業料/その他の学校納付金/修学費/課外活動費/通学費 生活費:食費/住居・光熱費/保健衛生費/娯楽・嗜好費/その他の日常費
出典:日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査」

奨学金を受給している学生の割合

区分	凡例	単位:%			
		受給者	申請したが不採用	希望するが申請しなかった	必要なかった
大学(昼間部)	令和2年	49.6	2.2	6.0	42.3
	令和4年	55.0	2.4	3.3	39.3
短期大学(昼間部)	令和2年	56.9	2.5	5.0	35.5
	令和4年	61.5	2.0	2.5	33.9
修士課程	令和2年	49.5	2.2	7.7	40.6
	令和4年	51.0	3.8	6.0	39.2
博士課程	令和2年	52.2	3.7	8.4	35.7
	令和4年	58.9	2.3	4.7	34.1
専門職学位課程	令和2年	37.1	3.0	10.2	49.8
	令和4年	41.4	3.4	6.4	48.8

出典:日本学生支援機構「令和2年度・令和4年度 学生生活調査」

奨学金の種類



第一種奨学金	無利息
第二種奨学金	利息付(年利%)
貸与利率一覧	
平成19年4月以降の採用者	
月額基本額	利率固定方式 1.140
増分額	利率見直し方式 0.500
増分額	利率固定方式 1.340
増分額	利率見直し方式 0.700

※令和6年度4月中に貸与終了した者の貸与利率

返還時の金額等

第一種奨学金	国・公立	通学形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月額	返還回数(年数)
		自宅	45,000円	48か月	2,160,000円	12,857円	168回(14年)
第二種奨学金(年利1%想定時)	私立	自宅	54,000円	48か月	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
		自宅外	64,000円	48か月	3,072,000円	14,222円	216回(18年)
第二種奨学金(年利1%想定時)	貸与月額		貸与総額	返還総額	返還月額	返還回数(年数)	
	30,000円	1,440,000円	1,543,214円	9,892円	156回(13年)		
	50,000円	2,400,000円	2,597,188円	14,428円	180回(15年)		
	80,000円	3,840,000円	4,257,117円	17,737円	240回(20年)		
		100,000円	4,800,000円	5,321,420円	22,172円	240回(20年)	

出典:日本学生支援機構ホームページ「返還例」より

奨学金返還支援制度のひな型をダウンロードいただけます。

<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

※ひな型のデータはMicrosoftWord形式のデータです。



長野県奨学金返還支援制度

検索

